

令和7年度滋賀県公営企業繰越計算書について

■地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

1 工業用水道事業会計

工事(委託)名		翌年度繰越額 (単位:円)
1	南部工水湖南団地ライン管路更新地質調査業務委託 委託1件	6,114,900
2	南部工水竜王山之上ラインほか管路更新工事 他 工事2件	172,576,200
合 計		178,691,100

2 水道用水供給事業会計

工事(委託)名		翌年度繰越額 (単位:円)
3	馬淵先発系能登川ラインほか管路更新基本設計業務委託 他 委託6件	114,316,400
4	日野ライン松尾工区ほか管路更新工事 他 工事8件	329,985,900
5	人工衛星画像を用いた漏水探知共同発注業務負担金 負担金1件	2,952,000
合 計		447,254,300

■地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による営業外費用の事故繰越額

1 水道用水供給事業会計

工事(委託)名		翌年度繰越額 (単位:円)
6	日野ライン西大路工区舗装本復旧工事 工事1件	4,280,000

○地方公営企業法
(予算の繰越)

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。